



2026特別シーズン（明治安田Jリーグ百年構想リーグ） 「RED & BLUE STREET」出店規約

下記、出店規約を確認いただき、趣旨についてご理解および遵守いただける店舗様のみご出店いただけます。
皆様からのお申し込みを心よりお待ちしております。

1. 出店にあたっての順守事項

- 1)いわきFCにおける運営規則、出店規約、出店ルールを遵守すること。
- 2)いわきFCホームタウンを中心に活動する飲食出店者であること。
- 3)クラブが定めるコンセプト（装飾やレイアウト）に則った出店をすること。
- 4)クラブが企画するイベント、金券の利用等のサービス運用に協力すること。
- 5)運用やサービスに関して新たなテストを実施する場合は協力すること。
- 6)試合前の出品メニュー提出や商品写真などクラブが提出を求めた書類は定められた納期、提出書式を守って提出すること。
- 7)出店に関わる事務手続きを滞りなく円滑に行うこと。また、メールにて連絡・資料等を送付するため、必ず連絡の取れるメールアドレスを申請し、連絡先・担当者の変更があった場合には速やかにクラブへ申し出ること。
- 8)一部飲料について、クラブが指定する金額で販売すること。
- 9)クラブが指定する営業時間内、販売可能な材料・商品の手配をし営業終了間際まで提供の努力ができること。

2. 出店当日の順守事項

- 1)事故防止には十分注意し各自対策をすること。（公園内の車両移動、突風によるテントの事故等）
 - 2)地震発生時は直ちに消火・販売を中止し、クラブスタッフからの指示があるまで販売を再開しないこと。
 - 3)原則として試合は雨天決行のため、雨天時でも必ず出店すること。（荒天時は別途クラブから連絡あり）
 - 4)クラブが指定した出店場所の養生義務を果たすこと。
 - 5)火器を使用する場合は、必ず消火器を持参すること。
 - 6)お客様との間にトラブルが発生した場合は、直ちにクラブスタッフへ報告すること。
 - 7)出店に際に発生したゴミは各自持ち帰ること。（スタジアム内のゴミ箱への廃棄は厳禁）
 - 8)車両搬入・搬出時間はクラブ指定の時間を守り、現地でクラブスタッフ・警備員の指示に従うこと。
 - 9)クラブが指定する駐車場所・立入禁止区域を順守すること。
 - 10)スタジアム内は全面禁煙のため必ず順守すること。
 - 11)ビジタークラブのグッズを掲出する場合、いわきFCのグッズも同等に掲出していただくこと。
- ただし、応援時に使用するアイテムは掲出不可とする。例) ユニフォーム/タオル類/フラッグ類 (Sサイズ以上のもの) など
※応援時に使用しないアイテムは制限しない。例) クラブマスコットのぬいぐるみ/応援メニューなど

3. 店舗の責任事項

- 1)店舗運営に関わる備品等は各店舗で準備、管理すること。備品の破損に関してクラブは一切の責任を負わないものとする。
- 2)店舗に起因する事故の責任は店舗が負うものし、クラブは一切の責任を負わないものとする。
- 3)クーポン等の利用に関し、クラブが指定する以外のクーポンを受け付けた場合、クラブは一切費用負担を行わないものとする。

4. 出店の中止について

- 1)出店日程決定後のキャンセルは基本的に受け付けない。やむをえずキャンセルとなった場合、下記の通りキャンセル料を支払うことただし、荒天時など試合が中止になった場合はキャンセル料は発生しない。
 - ①試合開催の3週間前まで：5,000円
 - ②試合開催の3週間前以降：10,000円
 - ③出店者都合による当日キャンセルや無断キャンセルの場合にはペナルティーが課される場合がございます。
- 2)荒天などにより前日または当日に試合中止となった場合、いかなる場合もクラブ側での費用負担はないものとする。

5. 出店料および支払いについて

- 1) 出店料・販売手数料・端末使用料は以下の通りとする。

■RED & BLUE STREET

出店料：年間出店者 6万円（税別） / ローテーション出店者 3万円（税別）

販売手数料：各試合売り上げの15%

端末使用料（共通）：各試合売り上げの2.5%

<注意事項>

※テントでのご出店の場合、出店場所を問わずテント代として試合毎に5千円（税別）を別途頂戴いたします。

キッチンカー出店の場合は不要です。

2) 売上は販売手数料と端末手数料を差し引いた上で、弊社より各試合の月末に締め処理を行い翌月末に支払い精算とする。

6. 法律等に基づく順守事項

- 1) 現在、次の各号のいずれかにも該当しない、かつ将来にわたっても該当しないこと。

a.暴力団 b.暴力団員 c.暴力団構成員 d.暴力団関係企業・団体

e. a~dの関係者 f.その他反社会的勢力 g.その他前各号に準ずる者

- 2) 自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないこと。

a.暴力的な要求行為 b.法的な責任を超えた不当な要求行為

c.出店に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

d.風説を流布し、偽計や威力を用いて（株）いわきスポーツクラブ/いわきFCの信用を毀損する行為。

またはホームゲームの運営を妨害する行為 e.その他前各号に準ずる行為

- 3) 食品衛生関係法令等、許可を必要とする営業にあたり、当該許可を受けている者であること。

- 4) 生産物賠償責任保険（PL保険）、あるいはそれに準ずる保険に加入済みであること。

- 5) 過去1年以内に関係法令等の違反による処分を受けていないものであること。

- 6) 原材料の産地などを表記する場合には、嘘偽りなく表示すること。

- 7) 外部へのホームゲームでの営業許可の転用や委託を行わないこと。

- 8) 弊クラブ指定のキャッシュレス端末を介さない会計等の行為を行わないこと。

7. 出店解除について

出店条件や運営規則に違反して営業した場合や、クラブからの指示・注意に従わない場合など、出店許可を取り消しすることがある。その場合、いかなる場合でも出店料の返金は行わない。

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社いわきスポーツクラブ（いわきFC）

スタジアムグルメ担当

Mail : iwakifc@iwakifc.com

TEL : 0246-72-2511